

国立大学法人電気通信大学における準用独立行政法人通則法第50
条の6第2号に規定する管理又は監督の地位を定める規程

制定 平成27年3月26日規則第104号
最終改正 令和6年3月28日規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学における、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の6第2号に規定する管理又は監督の地位（以下「管理監督の地位」という。）について定めるものとする。

(対象となる職)

第2条 本学における管理監督の地位は、国立大学法人電気通信大学職員給与規程第15条に規定する管理職手当の支給対象とされた職とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月28日規程第72号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。